

## 会議名 令和4年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和4年5月12日
開催場所		本庁舎政策経営部会議室
議 題		1. 令和4年度手数料適正化検討委員会について 2. 手数料改正意向調査結果について 3. 豊島区手数料条例の改正について 4. その他
公開の 可否	会 議	非公開  非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部公開  非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部公開とする。
	委 員	政策経営部長（委員長）、区民部長（副委員長）、財政課長、行政経営課長、総合窓口課長、生活衛生課長、建築審査担当課長、土木管理課長、建築課長
	事務局	財政課2名
会議次第		(1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答

---

## ◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

### 1 令和4年度手数料適正化検討委員会について（資料1）

4月1日付及び5月1日付の人事異動に伴い、委員の変更を報告した。

### 2 手数料改正意向調査結果について（資料2）

4月に実施した手数料の改定意向調査結果について、説明した。

#### ① 令和4年 第2回定例会の予定案件

1件（生活衛生課）

※令和3年度第3回手数料適正化検討委員会にて承認済

#### ② 令和4年 第3回定例会の予定案件

3件（建築課、保育課）

#### ③ 令和4年 第4回定例会の予定案件

2件（住宅課、ごみ減量推進課）

### 3 豊島区手数料条例の改正について（資料3）

#### （1）長期優良住宅認定制度における既存住宅の認定事務手数料の新設（建築課）

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正により、住宅の新築・増改築時に合わせて認定する仕組みに加え、建築士等が現況調査を行い維持保全計画を定めることで優良な既存住宅も認定できるようになるため、当該事務に係る手数料を新設したい。

⇒改正案について承認した。

#### 【委員からの質問とそれに対する回答】

・法律の施行日と条例の施行日はどうなるのか。

⇒法律の施行日は令和4年10月1日となる予定だが、施行日を定める施行規則の改正が、本区の第2回定例会に間に合わないことから、第3回定例会に上程し、施行日は公布日とする。

### 4 その他

#### （1）3年ごとの手数料一斉見直し調査について（資料4）

手数料については、概ね3年に1度、実態調査を実施してきたところであり、令和4年度は前回の調査（令和元年度）から3年目に当たるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度、令和3年度と手数料収入に多大な影響を及ぼしているため、令和4年度の実施は見送り、次年度以降状況が平準化した時点で改めて調査の実施について検討することとしたい。

⇒提案について承認した。

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・提示された豊島区手数料条例改正案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとし、令和4年第3回定例会に豊島区手数料条例改正案を上程する。</li><li>・3年ごとの手数料一斉見直し調査の実施については、次年度以降状況を見て判断することとする。</li></ul>
提出された資料等	資料1-1 手数料適正化検討委員会 委員名簿 資料1-2 豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱 資料2 令和4年度「手数料」改正意向調査票 資料3 豊島区手数料条例の一部を改正する条例について 資料3-1 説明資料【建築課】 資料3-2 手数料条例改正 新旧対照表【建築課】 資料3-3 手数料算定根拠【建築課】 資料4 手数料収入決算額の推移（平成29年度～令和3年度）
その他	なし